

2015年10月1日以降始期契約用

# 「火災保険 地震危険補償特約」のご案内

～ビル・工場等向けの地震保険～

三井住友海上火災保険株式会社

# はじめに

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。当社業務に関しましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり日本は世界有数の地震多発国であり、常に潜在的な地震の脅威にさらされています。

万一、地震により貴社所有の財物が被害を受けた場合、その財物を復旧し企業活動を再開・復興するための資金確保が必要となります。

その有効な手段の一つとして『地震危険補償特約』をご案内させていただきます。

『地震危険補償特約』を火災保険にセットしてご契約いただくことで、この特約をセットしない火災保険のご契約では保険金のお支払い対象とならない「地震による建物や設備・什器等の損害」を補償いたします。

貴社におかれましては、日頃より地震への各種対策を講じられていることと存じますが、さらなる対策の一つとして、この『地震危険補償特約』をご検討いただき、何卒当社にご用命賜りますようお願い申し上げます。

敬具

# 目次

1. 火災保険と地震危険

4ページ

2. 『地震危険補償特約』の内容

5～8ページ

3. ご注意いただきたい点

9～11ページ

# 1. 火災保険と地震危険

『地震危険補償特約』をセットされていない火災保険のご契約におきましては、地震危険に関しては、次の「地震火災費用保険金」だけがお支払いの対象となります。

## ※「地震火災費用保険金」

火災保険の普通保険約款におきましては、地震により火災が発生し、保険の対象が、次の「①地震火災費用保険金のお支払いの条件」を満たす場合に限り、臨時に生ずる費用に対して、次の「②地震火災費用保険金のお支払額」をお支払いします。

### ①地震火災費用保険金のお支払いの条件

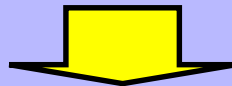
保険の対象	お支払いの条件
建物	半焼以上
屋外設備・装置	損害の額が保険価額(時価額)の50%以上
動産	収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備・装置の損害の額が保険価額(時価額)の50%以上

### ②地震火災費用保険金のお支払額

保険金額<sup>(注)</sup>の5%(ただし、1敷地内ごとに300万円(一般物件)／2,000万円(工場物件)がお支払いの限度)

(注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

「お支払いの条件」や「お支払額」が限定的という点で、地震火災費用保険金は、地震によってお客さまが被り得る損害に対して十分な補償とはなりません。



地震危険へのより大きな備えとして、『地震危険補償特約』を火災保険のご契約にセットいただくことをおすすめします。

## 2. 「地震危険補償特約」の内容

### (1) ご契約方法および補償内容

ビジネスキーパー（事業活動総合保険）、プロパティ・マスター（企業財産包括保険）等の火災保険のご契約に、『地震危険補償特約』をセットいただくことで、「地震による損害」を補償いたします<sup>(注)</sup>。

地震危険補償特約のセットに際しましては、保険金のお支払方法の異なる『支払限度額方式』と『縮小支払方式』の2タイプの特約のうち、いずれか一方をお選びいただきます。

火災保険（ビジネスキーパー等）のご契約

地震危険補償特約  
（支払限度額方式）

または  
（いずれか一方を選択）

地震危険補償特約  
（縮小支払方式）

地震または噴火により、保険の対象に生じた  
①火災、②損壊・埋没等、③破裂・爆発、④水災（津波等）  
の損害も補償いたします。

（注）居住用建物および家財には、この特約をセットいただくことができません。これらの物件につきましては、「地震保険」でのご契約をご検討いただきます。なお、「地震保険」は今回ご案内させていただいている「地震危険補償特約」とは別の商品となります。  
また、地震危険補償特約のみのご契約はできません。必ず火災保険にセットしてご契約いただきます。

## 2. 「地震危険補償特約」の内容

### (2) 地震危険補償特約(支払限度額方式)の特徴

ご契約時に、火災保険の保険金額とは別に、地震による損害に対する支払限度額および免責金額を設定いただき、損害が発生した場合には、実際の損害の額から免責金額を差し引いた残額を、支払限度額を限度に保険金としてお支払いする契約方式です。

＜支払限度額・免責金額を設定いただくにあたってご注意いただきたい事項＞

- ① 支払限度額(下図の①の部分。損害が発生した場合、保険金お支払いの対象となる部分となります。)の設定においては、保険の対象の所在地により異なる上限金額があります。
- ② 免責金額(下図の②の部分。損害が発生した場合、お客さまの自己負担部分となります。)は保険の対象の所在地により一定金額以上で設定いただきます。この免責金額を高額に設定されますと保険料を節減できます。
- ③ 複数の敷地内に保険の対象を所有されるお客さまには、それらを一括して支払限度額を設定する「マルチロケーション」方式をおすすめします。(ただし、保険の対象が複数の都道府県に所在する場合には、この方式はご採用いただくことはできません。)
- ④ 保険の対象の所在地や壊れやすさ等によって、この特約をセットいただくことができない場合があります。

#### 支払限度額方式—ご契約例

- 保険価額 : 5億円
- 支払限度額 : 2億円
- 免責金額 : 100万円

#### 上記ご契約例での保険金のお支払い例

- 地震による損害の額 : 3億円
- お支払いする保険金の額 : 次のとおりとなります。

$$3\text{億円 (損害の額)} - 100\text{万円 (免責金額)} = 2.99\text{億円}$$

$$\Rightarrow 2.99\text{億円} > 2\text{億円 (支払限度額)}$$

$\Rightarrow$  **2億円のお支払い**

左記の例において、下図の■部分が保険金お支払いの対象となる部分です。

5億円  
(保険価額)

3億円  
(損害の額)

① 支払限度額  
2億円

② 免責金額 100万円

## 2. 「地震危険補償特約」の内容

### (3) 地震危険補償特約(縮小支払方式)の特徴

ご契約時に、縮小支払割合<sup>(注)</sup>を設定いただき、地震による損害が発生した場合には、損害の額に設定いただいた縮小支払割合<sup>(注)</sup>を乗じた金額を保険金としてお支払いする契約方式です。

(注)地震による損害が発生した場合に、損害の額に対して当社が保険金をお支払いする割合をいいます。

＜縮小支払割合を設定いただくにあたってご注意いただきたい事項＞

- ①縮小支払割合の設定については、保険の対象の所在地により異なる上限割合があります。
- ②1回の事故につき、損害の額から保険価額の2%相当額<sup>(注)</sup>を差し引いた残額に縮小支払割合を乗じた金額をお支払いします。
- ③保険の対象の所在地や壊れやすさ等によって、この特約をセットいただくことができない場合があります。

(注)この相当額が、1万円に満たない場合は1万円、10万円を超える場合には10万円とします。

#### 縮小支払方式—ご契約例

- 保険価額 : 5億円
- 縮小支払割合 : 40%

#### 上記ご契約例での保険金のお支払い例

- 地震による損害の額 : 3億円
- お支払いする保険金の額 : 次のとおりとなります。

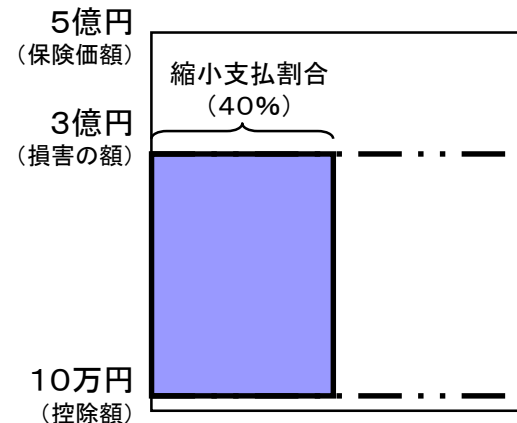
$$5\text{億円 (保険価額)} \times 2\% = 1,000\text{万円} > 10\text{万円}$$

$$\Rightarrow 10\text{万円 (損害の額から差し引く額=控除額)}$$

$$\Rightarrow (3\text{億円 (損害の額)} - 10\text{万円 (控除額)}) \times 40\% (\text{縮小支払割合})$$

$$\Rightarrow \underline{1.1996\text{億円のお支払い}}$$

左記の例において、下図の■部分が  
保険金お支払いの対象となる部分です。



## 2. 「地震危険補償特約」の内容

### (4) 保険料等

『地震危険補償特約』は、保険の対象の所在地や壊れやすさ等の危険度、保険価額、支払限度額、免責金額などにより保険料が異なります。

この特約の保険料をお見積りさせていただく際には、次の項目についてご申告いただきますようお願い申し上げます。

#### ご申告いただく項目例<sup>(注)</sup>

- ①現在ご契約されている火災保険のご契約内容
  - ・保険価額
  - ・保険金額
  - ・「付保割合条件付実損払特約」のセット有無（「あり」の場合は「付保割合」）
- ②保険の対象となる物件の危険度に関する情報
  - ・保険の対象の種別（「建物」「設備・什器等<sup>しやう</sup>」「商品・製品等」の別）
  - ・保険の対象の所在地
  - ・保険の対象となる建物または保険の対象を収容する建物の構造、用法、物件種別、建築年
  - ・保険の対象に動産を含む場合にはその動産の種類
  - ・過去、地震による保険の対象に損害が生じたことがある場合には、その損害の詳細情報（地震の年月日、損害を被った保険の対象、損害の額等）

(注) 上記項目についてご申告いただいた結果、地震危険補償特約をセットいただくことができない場合があります。



## 3. ご注意いただきたい点

### (1)ご契約時にご注意いただきたいこと

#### ①保険の対象

主契約である火災保険の保険の対象と同一とします(建物、設備・什器等<sup>じゅう</sup>、商品・製品等が対象となります。)。ただし、居住用の建物および家財など、一部この特約の保険の対象とできないものがあります。また、地震危険補償特約のみのご契約はできません。必ず火災保険にセットしてご契約いただきます。

#### ②保険金をお支払いする主な場合

##### (ア)地震危険補償特約(支払限度額方式)をセットいただいた場合

- ・地震または噴火による火災、損壊・埋没等、破裂・爆発、水災(津波等)により保険の対象に生じた損害
- ・損害保険金がお支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取片づけ費用

##### (イ)地震危険補償特約(縮小支払方式)をセットいただいた場合

- ・地震または噴火による火災、損壊・埋没等、破裂・爆発、水災(津波等)により保険の対象に生じた損害

#### ③保険金をお支払いしない主な場合

(ア)保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

(イ)噴火の降灰による汚損等の損害

#### ④保険金のお支払額

##### (ア)地震危険補償特約(支払限度額方式)をセットいただいた場合

1回の事故<sup>(注1)</sup>につき、損害の額および残存物取片づけ費用の額の合計から免責金額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、支払限度額を限度とします。

##### (イ)地震危険補償特約(縮小支払方式)をセットいただいた場合

1回の事故<sup>(注1)</sup>につき、損害の額から保険価額の2%相当額<sup>(注2)</sup>を差し引いた残額に縮小支払割合を乗じた金額をお支払いします。

(注1)72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波、洪水その他の水災は、これらを一括して、1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合を除きます。

(注2)この相当額が、1万円に満たない場合は1万円、10万円を超える場合には10万円とします。

## 3. ご注意いただきたい点

### (2)ご契約後にご注意いただきたいこと

#### ①事故が起こったときの当社へのご連絡等

事故が起こったときは、取扱代理店または当社までご連絡ください。

#### ②保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、事故受付後に当社が求める書類をご提出いただきます。詳しくは取扱代理店または当社にご相談ください。

#### ③ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください。

ご契約後に保険の対象の所在地を変更する場合には、あらかじめ当社にご通知いただき当社の承認をご請求いただく必要があります(保険の対象の所在地変更は「ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項)」となっています。)。ご通知いただいた内容によっては、当社はこの特約を解除する場合があります。また、ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

#### ④地震危険補償特約のセットを削除される場合

地震危険補償特約のセットを削除される場合には、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

#### ⑤保険金お支払後のご契約

##### (ア)地震危険補償特約(支払限度額方式)をセットいただいた場合

損害保険金および残存物取片づけ費用保険金のお支払額が、1回の事故につき、この特約がセットされた火災保険のご契約の保険金額<sup>(注)</sup>の80%相当額を超えた場合には、この特約およびこの特約がセットされた火災保険のご契約は、損害発生時に終了します。また、保険期間中の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金のお支払累計額がこの特約の支払限度額を超えた場合には、その支払限度額を超える原因となった損害が発生した時に、この特約は終了します。

##### (イ)地震危険補償特約(縮小支払方式)をセットいただいた場合

損害保険金のお支払額を縮小支払割合で除した額が、1回の事故につき、この特約がセットされた火災保険のご契約の保険金額<sup>(注)</sup>の80%相当額を超えた場合には、この特約およびこの特約がセットされた火災保険のご契約は、損害発生時に終了します。

(注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

## 3. ご注意いただきたい点

### (2)ご契約後にご注意いただきたいこと

#### ⑥ご継続契約について

巨大地震が発生した場合、その影響は広範な地域にわたります。そのため、当社がお引き受けしている地震危険補償特約をセットいただいた多数のご契約で損害が発生し、当社が巨額の保険金のお支払いを行う可能性があり、当社は毎年この地震危険補償特約をセットいただいたご契約について、地震危険補償特約の継続セットの可否判定および特約の条件<sup>(注1)</sup>の見直しを行っています。

そのため、地震危険補償特約をセットいただいたご契約のご継続に際しましては、お客さまのご契約に固有の事情<sup>(注2)</sup>でない事情により、地震危険補償特約を継続セットいただくことができない場合や特約の条件<sup>(注1)</sup>の見直しをお願いする場合があります。何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

(注1) 支払限度額、免責金額、縮小支払割合、保険料水準等、地震危険補償特約をセットいただくにあたってお客さまにお決めいただく、または当社が定める各種の条件をいいます。

(注2) お客さまのご契約において、地震による多額の保険金のお支払いがあった場合や地震危険について保険の対象の危険度が著しく高くなった場合等をいいます。

- このご案内は「地震危険補償特約」の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款・特約等によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご覧ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者名を明記いただくとともに、このご案内に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。